

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	阿波製紙株式会社		コード	3896
提出日	2025/6/9	異動(予定)日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	独立役員 松重和美 が、定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	岡本 充智	社外取締役	○														○		有
2	内田 善久	社外取締役									△								
3	工藤 誠介	社外取締役	○														○		有
4	島内 保彦	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項なし	岡本充智氏は、マーケティング分野における専門家としての高い見識に加え、コンサルタント・企業経営者としての豊富な経験と実績を有しており、客観的視点から当該見識や経験を活かして、経営全般について、助言・提言等をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社との取引関係はなく、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
2	内田善久氏は、株式会社阿波銀行の出身であり、同行と当社の間では借入等の取引があります。	内田善久氏は、金融機関で培われた高い見識に加え、監査役や企業経営者としての豊富な経験を有しており、その経験を活かし高い監査機能が期待されることから、社外取締役に選任しております。
3	該当事項なし	工藤誠介氏は、公認会計士として培われた財務・会計に関する専門的な知識や豊富な経験に加え、他社の社外監査役としての企業経営の知見や経験を有しており、その経験を活かし高い監査機能が期待されることから、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社との取引関係はなく、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
4	該当事項なし	島内保彦氏は、弁護士として培われた法務・コンプライアンスに関する専門的な知識や豊富な経験を有しており、その経験を活かし高い監査機能が期待されることから、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社との取引関係はなく、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。